

《 共同研究の成果の取扱い》

- 共同研究等を行う際など、ノウハウ等の流出が起こらないよう明確な内部規程を整備するとともに、契約の徹底や意識の改革に努める。
- 共同研究等の開始に当たっては、研究成果の取扱いを含め、当事者の意志を尊重して弾力的な契約が出来るようにする。また、共同研究等に必要の人材を適切に編成するマネージメントを行えるよう体制・制度の整備を進める。

《 学生等の発明》

- 研究現場における「発明」がしばしば教員・学生等の共同作業でなされるために、発明者の特定における混乱が懸念される。「特許法上の発明者はだれか」という問題について、政府は、関連条項の学説や判例・諸外国の状況等について調査・検討を行うとともに、大学・公的研究機関内においても発明者の明確化に努める。
- 学生による発明又は学生と教員等による共同発明の権利の帰属については、その発明又は共同発明が企業との共同研究や政府のプロジェクトにおいて、学生が研究者又は研究支援者として雇用されている等特定の状況のもとで創造された場合にあつては、民法90条(「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とす」)の規定に配慮しつつ、当事者間(学生と大学の間)の契約等に基づいて機関帰属とすることを原則とする方向で検討を進める。

(2)知的財産の権利化・移転の支援

《 民間から国への委託研究成果の取扱いの柔軟性確保》

- 現在、民間から国への委託研究の成果の取扱いについては、民間の持分を2分の1まで譲与できると決められているが、今後、成果の取扱いの柔軟性を確保するため、当事者間の契約に委ねる方向で検討する。検討に当たり、国の研究機関の知的財産関連の契約能力・管理能力の向上(民間人材の活用を含む)を図ることが必要である。

《 大学・公的研究機関のインセンティブとなる資源配分の方法》

- 大学・公的研究機関において、知的財産の普及、活用に係るインセンティブが付与できる仕組みとなるよう、特許権等の実施料収入の機関への適切配分について検討するとともに、機関の特性を踏まえて、特許権等の取得・活用状況を評価し、その結果を適切に反映した重点的な資源配分方法について検討する。

《 知的財産の事業化に向けた支援》

- 大学・公的研究機関が自らの知的財産権の事業化・企業化を通じて、その成果の産業的活用を円滑に推進できるよう、これらの機関からの起業支援・技術移転支援型企業及び研究開発型企業へ知的財産権の現物出資等ができる制度について検討する。

《 国有特許の譲渡ルールの簡素化》

- 企業・TLO に対する国有特許等の譲渡及び専用実施権の設定による活用とその拡大、並びに国有特許等の「適正な対価」の解釈の緩和など、譲渡ルールの簡素化を検討する。

《 TLOの機能強化》

- 大学・公的研究機関における研究成果のさらなる産業界への移転促進の観点から、実用化研究や情報提供を通じたTLOの産学のニーズとシーズのマッチング機能を強化する。さらに、TLOの設置を促進する。

- 効率的で適正な技術移転システムを構築するために、技術移転機関等が特許等を信託として扱うこと等について検討する。

《 シーズとニーズのマッチングを図る場の設定》

- 大学・公的研究機関の技術シーズと産業界ニーズとのマッチングを強化するため、双方の関係者が一堂に会する場の設定を推進する。また、インターネット等を活用したマッチングシステムについても推進する。

《大学発ベンチャー等の中小企業に対する海外出願支援》

- 大学発ベンチャーを含む中小企業の国内出願については一定の減免措置が講じられているが、海外出願・PCT出願を促進する支援策についても包括的に検討する。

4. 大学・公的研究機関が取り組むべき事項

本章の「国の研究開発投資に対応した知的財産の確保と活用」における提言等のうち、大学・公的研究機関が知的財産に関して取り組むべき事項をまとめると以下のとおりである。

「大学・公的研究機関が知的財産に関して取り組むべき「10」の事項」

- (1) 研究者の自由な発想にも配慮しつつ、特許情報を活用して、戦略的に研究開発を実施するとともに、特許の活用状況等特許の内容を評価指標の1つとすること。
- (2) 研究者に特許の重要性を自覚させ、論文発表の前に権利関係の調査を行い、迅速な特許出願による研究成果の権利化とその活用に対する積極的な取組みを促すこと。
- (3) 研究成果の活用を促進するため、発明規程を定め、特許等の知的財産権について、研究者の個人帰属から、大学・公的研究機関の機関帰属へ転換を図ること。その際、研究者への十分な還元を定めること。
- (4) 研究の過程で作成・取得された研究成果物（研究データ・情報、研究試料、研究材料、実験装置、試作品等）について、機関帰属とする方向で規程を整備し、適切な管理と活用を図ること。

- (5) 営業秘密の保護について、内部規程を定め、契約の徹底や意識改革を図ること。
- (6) 共同研究等の開始の際に締結する契約に当たって、研究成果の取扱いを含め、当事者の意志を尊重して弾力的な運用ができるようにすること。
- (7) 予算措置による支援等を活用しつつ、研究成果に対する国内外での権利取得を促進すること。
- (8) 研究開発成果の適切な権利化、管理、活用の促進のため、専門人材の配置など組織体制を整備すること。
- (9) 定期的な研修の実施等により、知的財産権等の研究成果の取扱いに関し、事務職員、研究者等の能力の向上を図ること。また、必要に応じ、民間の専門家の活用等を図ること。
- (10) 開放特許情報を含む技術移転情報など研究成果を広く発信する機能を強化すること。

Ⅱ. 先端技術分野における知的財産の保護と活用

先端技術分野における知的財産法制改革の重点の1つは、「先行者優位の制度設計」によるフロントランナーのインセンティブの増大にある。

先端技術分野においては、欧米法制や国際条約²等との整合性にも留意しつつ、我が国の科学技術分野の強みを競争力の強化に結び付けることができるような知的財産システムを設計することが重要である。また、急速に変化する新領域について、適切な制度設計を機動的に行うことができるように、産学官の連携体制を整えることが必要である。

また、制度の実効を高めるため、先端技術分野の専門家人材（審査官・弁理士等）の育成・研修による確保が必要である（具体的には、Ⅲ. に記述）。特に、ライフサイエンス・ITの分野では、専門の弁理士・弁理士が少ないという指摘が多い。あわせて、先端技術分野における中小ベンチャー企業の知的財産活動の支援強化（人材育成、費用優遇、弁理士派遣、技術移転の促進など）を図ることが必要である。

1. ライフサイエンス

(1) 基礎から応用を見渡した適切な制度設計

《産学官連携による制度設計の検討》

○ゲノム情報については情報の流通・研究の自由に配慮し、ゲノム創薬については排他権を重視するというように、基礎研究から産業化までの全過程を見通した制度設計の中で、先端技術の動向を踏まえた知的財産の適切な付与等を進める。そのため、産学官の密接な連携に基づく戦略的な検討体制を構築する。

² WTOのTRIPS協定は内外無差別の一般原則を定めるほか、特許については、技術分野別差別の禁止を定めている。このため、我が国企業の利益の最大化だけを考慮して、特定の技術分野だけに特定のルールを導入することはできない。しかし、TRIPS協定は最低限の保護水準を定めた国際規範であると理解されているので、特許保護の技術的範囲を拡大することについてはTRIPS協定に違反するとはされていない。

- 基礎研究と産業化の中間段階において、研究成果の有用性の証明（Proof of Principle）という重要な役割を大学発ベンチャー等が果たし得るところであるが、そのようなベンチャー等が有用性の未知である領域にチャレンジするリスクを軽減し、新産業創出を支援する観点から、当該中間領域に係る知的成果物（例えば、タンパク質立体構造・機能解析等関連技術、再生医療関連技術など）の増大を図るとともに、その保護を図ることが必要である。

《 審査基準の国際調和》

- 研究段階で使用される遺伝子特許等（いわゆるリサーチツール特許）の保護については、当該上流特許の発明のインセンティブを失うことがないように留意しつつ、下流の研究開発及び産業の発展が阻害されることのないように、審査基準の国際調和等適切な環境整備を図る。

《 医療分野の知的財産に関する関係者の理解の増進》

- 医療分野の知的財産の制度設計にあたり、医療制度や医療倫理に与える影響について、適切な配慮が必要である。同時に、医療分野の知的財産保護の拡充は、医療技術の革新を促し、医療分野における国民の生活の質（Quality of Life）の向上に寄与することができるというポジティブな効果について、一般の人々や医療関係者等の理解を深める必要がある。

(2) タンパク質の立体構造・機能解析の特許審査基準の国際調和等

《 審査基準の明確化・国際調和》

- 構造ゲノムプロジェクトの進展等により、タンパク質の立体構造・機能の解明が進展している。特許庁は、研究者・技術者及び産業界との連携を密にして、技術動向を展望しつつ、先を見越した審査基準の改訂（明確化）に努めるとともに、先進国間の国際調和を早期に図る。

《 事例集の作成・公開》

- 特許庁においては、審査事例集を早期に作成・公開する。

《 国際協力における知的財産の確保》

- 大学・公的研究機関は、国際協力の枠組みで進める計画における成果の共有化等について、知的財産権の確保の視点からの取組みが重要である。

(3)先端医療技術の特許化と関連する制度整備

- 遺伝子治療、細胞治療、再生医療など先端医療分野における技術革新とともに、当該先端医療に係る一部のプロセス（遺伝子・細胞処理、人工皮膚の作成など生物由来製品の生産等）が医師以外の者（大学発ベンチャー等）により担われる傾向にある。また、これらの加工・処理された生物由来の製品については、医薬品又は医療機器として当局の製造承認を得る事例も今後増えていくことが予想される。
- このような医療を取り巻く環境の変化の中で、先端医療分野の技術革新の推進と新産業創出を進める観点から、上記のような生物由来製品の加工・処理・生産等に係る医療関連発明について特許化を図る。この際、医師が医師としての義務を遂行することに影響を及ぼさないように配慮した制度整備を検討する。

(4)生命倫理に関わる知的財産のあり方

- 我が国では諸外国と同様に、「公の秩序・善良の風俗（公序良俗）を害するおそれがある発明については特許を受けることができない」とされている（特許法32条）。何が公序良俗に反する発明であるかについて、具体的な審査基準はないが、運用上、社会通念として明らかに公序良俗を害するものが対象とされている³。クローン技術の分野でいえば、人ク

³ 中山信弘「工業所有権法（上）特許法第2版」（弘文堂、1998年）第143-149頁参照。中山教授は「仮に発明の実施が公序良俗に反することを理由に同条を適用するとしても、公序良俗に反することが明白で、かつ害する以外に活用できないことが明白な事例のみが不特許になると解するべきであろう」としている。

ローン個体自体あるいは同生成方法の発明は公序良俗を害する⁴おそれがあるものとして扱われている。

- 欧州⁵で公序良俗に反するものとして扱われている「ヒトの胚の産業的・商業的利用」などを我が国でどう扱うかについては、総合科学技術会議生命倫理専門調査会でヒト胚の取扱いを中心に鋭意検討が行われているところであり、こうした検討を踏まえた対応が必要である。

(5) 利用関係の裁定実施権

- バイオテクノロジー分野等の国内産業の発展の観点から、1994年の日米合意に基づく「利用関係の裁定実施権の制限」⁶について、その見直しを求める意見がある。
- 本件については、日米合意の重要性等に配慮しつつ、競争政策上の観点から論点を検討する。

(6) 生物資源と知的財産のあり方

- 生物多様性条約(1993年発効)が生物資源に関する国家主権を認めたとに基づいて、生物資源が豊富な国々は生物資源へのアクセスを規制する国内法を整備し、生物資源を利用する先進国の企業に対して、

⁴ 「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」(平成十二年法律第百四十六号)により、人クローン胚等の人又は動物の胎内への移植が禁止されるとともに、人クローン胚等及び人クローン胚等に類似の胚(特定胚)の適正な取扱いが求められている。

⁵ バイオテクノロジーの法的保護に関する欧州規則(1998年7月公布)の第6条は、公序良俗に反する発明として、以下のものを例示している。(a)ヒトのクローニングの方法、(b)ヒトの生殖細胞の遺伝的同一性を改変する方法、(c)ヒトの胚の産業的又は商業的利用、(d)人間又は動物に何の医学的利益を与えることなく、動物を苦しめるような方法で動物の遺伝的同一性を改変する方法及びその方法により得られた動物。

⁶ 特許法92条は、他人の特許(基本特許)を利用することなしに自己の特許(下位概念の改良特許)を実施できないとき、ライセンス交渉が成立しないことを条件に、特許庁長官の裁定(強制ライセンスの設定)を求めることができることを定めている。日米合意は、92条の利用関係の裁定を「司法又は行政手続を経て、反競争的であると判断された慣行の是正又は公的・非商業的利用の許可以外には発動しない」ことを約束した。これは米国側の要求に基づく日本側措置の1つであるが、日本側は米国側に「サブマリン特許の是正」のために早期公開制度の導入などを約束させた経緯がある。

アクセスを認めることの代償に商業的利益の配分や知的財産の共有を求めようになっている。また、薬草に係る原住民の知識など、いわゆる「伝統的知識」についても、固有の法的保護を求める動きがある。

- 生物資源に乏しく、また資源収集において米欧に遅れをとる我が国として、今後のライフサイエンス分野の研究開発を推進するために、アジア諸国とも協調しつつ、国全体として生物資源の収集と利用のあり方はいかにあるべきかという問題について、今後、総合的な視野で調査・研究を行っていく必要がある。

2. 情報通信

(1) 法制の総合的な見直し

- 特許法等の知的財産法制は、基本的に「物」、すなわち有体物の形で流通する知的財産(発明等)を保護することを中心として創設されたものであるが、近年の累次の法改正と運用の見直しにより、インターネットを通じて流通するコンピュータ・プログラム等の「情報」に係る知的財産の保護にも適用可能なものとなっている。
- 今後とも、情報化時代・ブロードバンドの時代にふさわしい知的財産法制への改革に向けた検討を総合的に進めることが必要である。その見直しに当たり、我が国の企業がネットワークにつながる情報機器(ゲーム機、携帯インターネット機器、情報家電、デジタルTV、カーナビゲーションなど)やデジタルコンテンツ(ゲームソフト、携帯インターネットコンテンツなど)において相対的に強い国際競争力を持っていることを踏まえておくべきである。
- 知的財産関係の各法律の改正は各府省に委ねられるところ、総合科学技術会議としては、IT戦略本部との連携を図りつつ、IT分野における科学技術の創造・活用の推進、競争力の強化、権利行使面における諸法

間の理念の整合性、国際的調和など、様々な要素を考慮に入れて、国全体としての総合的・戦略的視点から、調査・審議を行う。

(2) 国際標準の取得促進と機動的な特許審査

- 情報通信分野においては、特に、国際規格・世界標準を目指した技術開発・知的財産創出への積極的な取組みが必要となっている。国際標準化活動への参加に対し、産学官の連携の促進など時間・費用負担の支援を拡充する。
- 国際標準の獲得を目指した技術開発に係る特許出願の審査に当たっては、社会的ニーズを考慮に入れた機動的な審査を進めることが特に必要である。

(3) インターネット上の国境を超えた知的財産侵害問題

- 国境を越えた権利侵害に関する国際ルール(国際私法)については、ハーグ国際私法会議で条約交渉が開始されたものの、交渉は難航しているところである。この問題は国際的な電子商取引の拡大のためには重要な問題であり、我が国としても関心をもって対応していくこととし、インターネット関連の知的財産固有の問題(侵害の定義、侵害地の定義など)についても、産学官の協調のもとに検討を深める。

(4) システム LSI の知的財産の保護

- システム LSI のソフト的な設計資産(半導体 IP)の保護については、その設計を担うベンチャー等にインセンティブを与えることに留意しつつ、産業競争力の強化の観点から、必要な保護のあり方を検討する。
- デザイナー(半導体 IP の設計者)・ユーザー(システム LSI の購入者)・ファウンドリー(受託生産者)の間で、効率的な「水平分業」ビジネスを実現するために、半導体 IP の円滑な流通と活用の視点から、善意の利用

者の救済も含めて、ビジネス・ルール等の整備や法制度のあり方について検討を行う必要がある。

(5)優れたコンテンツ創出等への支援

- 放送番組・映画を始めアニメーションやコンピュータ・グラフィックスなどの優れたコンテンツ創出などに対して支援する必要がある。